

条約等基本通達

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1-1 通商関係条約</p> <p>我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記3-1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2)、<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3-3)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たつては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ (省略) <input type="checkbox"/> (省略) (省略) イ (省略) <input type="checkbox"/> (省略)</p> | <p>1-1 通商関係条約</p> <p>我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記3-1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3-2)を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たつては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ (同左) <input type="checkbox"/> (同左) (同左) イ (同左) <input type="checkbox"/> (同左)</p> |

条約等基本通達改正

| 新 | 旧 |
|---|-------------|
| <p>3-3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（平成 18 年条約第 7 号）</p> <p><u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシア産品に対する税率（マレーシア税率）原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 43 条、第 44 条及び第 45 条《原産品であることの確認、関税上の特惠待遇の決定》の規定において定めるマレーシア協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書《条約による特別規定》により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 4 号《マレーシア協定原産地証明書》に規定があるので、その実施に当たつては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p> | <p>（新規）</p> |